- (3) 川口市内における治安対策について
- (4) 出入国在留管理庁と現地警察署の連携について
- (5) 不法投棄事案への対応について
- (6) 川口市の条例改正を受けた場合の県の対応について
- 7 外免切替問題について
- 8 地元問題について
  - (1) 一般国道254号和光富士見バイパスの残り工事 区間の早期開通について
  - (2) 中央通停車場線第3工区の進捗状況と今後の見通しについて

# 委員長報告

# [目 次]

頁

### 常任委員会

企		迪		則	ľ	政	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
総	: 1	膐	県	民	生	活	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
璟	環境		農		林	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23	
宿	1	扯	保	健	医	療	•	•	•		•	•		•		•	•		•	•	24
産		業	労	働	企	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
県	: -	±.	都	市	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
文						教	•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	26
营	察	危	戊機	管理	里防	災	•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	27

### 特別委員会

決 算	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
自然再生・循環社会対策															
地方創生・行財政改革	•				•	•		•	•	•	•	•	•	•	29
公社事業対策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					29
少子・高齢福祉社会対策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
経済・雇用対策	•				•	•		•	•	•	•	•	•	•	30
危機管理·大規模災害対策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					31
人材育成・文化・スポーツ振興															31

# 企 画 財 政 委員長報告

#### 副委員長 渡 辺 大



企画財政委員会における審査経過の概要について、 御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第121号議案について、「公営競技事業収入の 算出方法はどのようなものか。また、今回の補正で増 額する理由は何か」との質疑に対し、「インターネットを含む本場の売上額に、包括委託業者との契約に基 づく収益率0.95%を乗じた額から、県営競技事務所の運 営に係る事務費等を除いた額が、一般会計に入る公営 競技事業収入である。現時点で、インターネット販売 が好調であり、売上見込額が当初の想定を上回ること から、公営競技事業特別会計における当たり車券の払 戻金や開催経費等の歳出予算についても増額が必要で あり、2月定例会では間に合わないことから、今回、 補正予算措置を行い、これに連動して、一般会計の繰 入れも行う」との答弁がありました。

次に、第155号議案について、「給与改定に伴う地方 負担の増加分について、繰越金で計上されているが、 交付税措置はされないのか」との質疑に対し、「閣議 決定された国補正予算案において、地方交付税が2.1 兆円増額され、その中の費目として、今回は、『給与 改定費』という形で地方交付税が増額されることとな る。ただし、現時点では、本県への配分額が不明であ るため、同じ一般財源である繰越金で歳入を計上し、 2月補正で他の歳入の増減と併せて整理していく」と の答弁がありました。

このほか、第126号議案、第127号議案及び第138号議 案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「自動運転の県内の現 状と今後について」質問が行われました。

その中で、「現在、取り組んでいる和光市と深谷市に対して、県は支援をしているのか。また、それ以外の市町村への拡大に向けてどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「昨年度創設した『地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業』において、

和光市、深谷市の自動運転の取組に対し財政支援を行っている。また、両市の取組は埼玉版スーパー・シティプロジェクトにも位置付けられており、県の関係課で事業化支援チームを組織して、全庁体制で支援している。他の市町村に関しては、先進事例からノウハウや成果を学ぶことが重要であると考えている。市町村を対象とした研修会では、自動運転バスに高い知見を有する専門家や事業者を講師として、先進事例の紹介やノウハウの横展開、マッチング機会の提供などに取り組んでいる」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。 添えまして、本委員会の報告を終わります。

### 総務県民生活 委員長報告

### 副委員長 高 橋 稔 裕



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案9件及び請願4件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第121号議案について、「施工時期を平準化する効果の一つとして、年度当初の発注作業の集中による事務負担の回避が挙げられているが、実際に回避につながっているのか。また、年度をまたぐことによって、担当者が変更になる可能性があるが、この影響をどのように考えているのか」との行うに対し、「入札公告の時期を分散し、年度内に行うことにより、年度当初における事務作業の集中を回避することができ、職員の負担軽減に結び付いている。また、債務負担行為を設定することにより、年度内に入札から契約までを同一の担当者で行うことが可能となるため、効率的に事務を進めることができる」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第139号議案について、「埼玉会館の指定管理者候補者の得点は600点満点中432点で7割2分だったが、この数字をどのように考えているのか。また、残りの2割8分の余白部分を埋め、より良くしていくために、この伸び代の部分をどのように考えているのか」との質疑に対し、「公募により、これまでの管理運営に加えて、新たなイベントの開催やDXの活用などが期待できることから、指定管理者として適格であると判断した。伸び代の部分については、まだ工夫の余地があると考えており、今後指定管理を行うに当たり、今回の提案だけでなく、新

たな創意工夫を更に実施するよう県としても求めてい く」との答弁がありました。

このほか、第122号議案、第128号議案、第135号議 案、第136号議案、第156号議案及び第158号議案につい ても活発な論議がなされ、第155号議案については、執 行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であり ます。

続いて、討論に入りましたところ、第158号議案に反対の立場から、「本議案は、知事のみ国の特別職の対応と同じく、据え置くとしている。今議会には、上下水道の値上げなど物価高騰に苦しむ県民へ新たな負担を求める議案も提案されており、特別職の期末手当の引上げは、県議会議員の期末手当の引上げにも連動するため、認められない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案9件について採決いたしましたところ、第158号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、議請第5号につきましては、請願者1,136名 を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承 し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱により成り立っているが、本県の父母負担軽減補助は全国でも上位の水準にあり、両者の補助単価を合算すると国の標準額を上回っている。厳しい財政状況に鑑みると、限られた財源を有効活用するためには、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に拡充することを求める本請願には賛成できない」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「子育て世代の教育費負担は増加の一途である。本年10月に施行された『埼玉県こども・若者基本条例』にも、教育費の負担軽減が盛り込まれており、本請願が採択されることこそ、条例の趣旨に合致するものと考える」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第6号につきましては、不採択とすべき との立場から、「再審制度は、再審請求手続に関する詳 細な規定がなく、その審理の適正さが制度的に担保さ れていないなどの課題があり、法改正を検討する余地 があると考えている。しかし、再審開始決定に対する 検察官の不服申立てを法律上禁止することは、違法、 不当な再審開始決定があった場合に、これを是正する 余地をなくしてしまうこととなる。公益の代表者であ る検察官の不服申立ては、再審請求権における審理、 決定が適切かつ公正に行われることを担保しており、 禁止することについては、当事者主義を前提とする刑 事司法手続の根幹に関わるものであるため、更なる熟 議を要する」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「再審制度は刑事 訴訟法に規定があるが、70年以上も改正されていない。さらに、再審に関する手続の規定が法律上ほとん どないことや、検察官の不服申立てによる手続の長期 化などが指摘されている。国において早急に積極的な 議論を行い、最後の救済制度にふさわしい法制度を構 築する必要がある」等の意見が出され、採決いたしま したところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと 決した次第であります。

次に、議請第7号につきましては、請願者58名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、冒頭、「請願の内容については、 非常に重要な課題だと考えており、様々な対応を協議 している状況であるので、継続審査とするべきである」 との動議が出され、採決いたしましたところ、賛成多 数をもって継続審査とすべきものと決した次第であり ます。

次に、議請第8号につきましては、請願者58名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、 審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「国民が広く享受する社会保障の費用は、あらゆる世代が広く公平に分かち合うべきである。消費税については、社会保障と税の一体改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実と安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率が決定されたものである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「消費税は低所得者 ほど負担割合が大きく、不公平な税制である。物価高 騰で苦しんでいる県民を応援し、地域経済の活性化の ためにも本請願を採択するべきである」との意見が出 され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不 採択とすべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、総務部から「大宮 公園陸上競技場兼双輪場のあり方について」、県民生活 部から「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」 の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを 申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

# 環 境 農 林 委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



環境農林委員会における審査経過の概要について、

御報告申し上げます。

た。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第155号議案について、「環境部における補正は給料と共済費の増額だが、職員手当等の増額はないのか」との質疑に対し、「今回の給与改定では、期末・勤勉手当についても増額が見込まれるが、環境部では、自然災害や水質事故等への危機管理対応分を一定程度想定して、当初予算で時間外勤務手当等を計上しており、それらの執行残が見込まれることから、職員手当等は既定予算内で対応可能と考えている」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第121号議案について、「森林管理道整備事業の繰越明許費の設定理由として、入札不調による遅れがあるとのことだが、今後、入札不調をどのようになくしていくのか」との質疑に対し、「12月から3月の繁忙期を避け、4月から6月の閑散期に稼働できるように発注する、一者落札でも可とする条件で発注する、小規模工事の場合はほかの同様な工種のある工事とまとめる、委託内容や現場状況を反映した設計で発注するなどの対策を行い、事業者が受注しやすい発注を心掛けていく」との答弁がありまし

このほか、第142号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「高温障害とカメムシ 被害について」質問が行われました。

その中で、「12月半ばとなり、稲作については、ほぼ収穫が終わったところであるが、被害の全容の把握等はできているのか」との質問に対し、「11月末時点のイネカメムシによる水稲の被害状況について、県内JAに聞き取り調査を実施したところ、各JAが把握している主要な水稲の作付面積約23,600ヘクタールのうち、被害の大小にかかわらず、約46%で不稔、着色粒の被害が見込まれるとの結果であった」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、環境部から「大気環境の保全について」、農林部から「次世代施設園芸埼玉拠点における今後の実証について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

# 福祉保健医療 委員長報告



#### 副委員長 千 葉 達 也

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第140号議案について、「埼玉県立児童養護施設おお里について、こどもの状況に合わせた施設に整備していく必要性があるが、今後の整備についてどう考えるか。また、児童の抱える背景が複雑化し、心理的ケアに基づく必要性が増えていることも踏まえた整備計画になっているのか」との質疑に対し、「長期保全計画に基づく長寿命化の改修と併せて、小規模ユニット化を進め個室を増やすことで、中学生以上の受入れもしっかり対応するとともに、心理療法を行う部屋を増やすなど、ケアが必要なこどもへの対応についても今後の整備の中で検討していく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第41号議案「埼玉県拉致問題等の早期解決に 向けた施策の推進に関する条例」の審査について申し上 げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑 を行いました。

その中で、「県民に努力義務を課すと明記されているが、既存の条例、法律において、国民や市民に努力義務を規定しているものはない。本県が初めて努力義務を課すこととなり、慎重である必要があると考えるがいかがか」との質疑に対し、「時間が残されていない中で、是非、埼玉県民全員で拉致に立ち向かおう、親世代の腕にこどもたちを抱きしめさせたいとの思いで努力義務を規定した」との答弁がありました。

また、「職員、警察職員への研修について、どのように機会を設けるのか」との質疑に対し、「入職時の職員研修において行うことが一番よいと考えるが、在職している間には、何度も研修を行うべきである」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、議第41号議案に反対の立場から、「拉致問題の解決は、外交努力によって 実現すべきものだと考える。また、本条例成立によって 政治的介入が横行する可能性は非常に高いと懸念し、反 対する」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第41号議案について採決いたしましたところ、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「児童養護施設一時保護専用棟における職員の負担軽減について」及び「障害者等歯科診療体制について」質問が行われました。

その中で、「各施設においては、国の基準で支援業務を実施するのは困難な現状であり、県は国への要望だけで終わりにせず、配置基準について県単での加配を行うべきである。県として問題意識を持ち課題解決のためにあらゆる可能性を検討すべきと考えるがいかがか」との質問に対し、「職員の配置基準、措置費は国が制度設計しており、一義的には国の責任において対応することで、継続的かつ安定的な職員の処遇改善になる。こどもの安心安全の確保には、支障があってはならないことから、改めて、現場の実態や声を丁寧に聴き分析して、今後の支援について検討していく」との答弁がありました。

次に、「口腔保健センターは設置主体や費用負担が県であるべきという意見が以前から出ているにもかかわらず協議できていない。障害者歯科医療の提供は公の責務であり、指定管理者制度のように県が応分の負担をすべきである。同センターの運営は赤字であり、県が負担していかなければならないと考えるがどうか」との質問に対し、「歯科医師会に負担が生じていることは認識しており、歯科医師会と安定した歯科診療ができるよう話し合っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から「順 天堂大学附属病院等整備の中止について」の報告があり、 種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、 本委員会の報告を終わります。

# 産業労働企業 委員長報告

#### 副委員長 杉 田 茂 実

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案9件及び請願2件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第141号議案について、 「埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設について、今 回選定された事業者は、これまで担ってきた事業者と 同一であるが、前回と比べて提案内容に変化があるの か。また、通常であれば、契約期間5年間の事業を検 証し、課題解決のための対策を盛り込むと思うが、提案に変化はあったのか」との質疑に対し、「自主事業の合間での集客ができていない面があったため、小さなイベントをこまめに開催し、にぎわいを維持するという提案があった。また、指定管理者にとっては、自主事業の収益化のスキームができていなかったが、ある程度規模も大きくなり、参加者が見込めるようになったため、収益化にもつなげられるのではないかとのことで新しい提案があった」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第132号議案について、「工業用水の改定率が35.3%となっている一方、水道用水料金の改定率が21%である。この改定率の差はどのような理由によるものか」との質疑に対し、「どちらの料金も期間中の費用を給水量で割って算定している。維持管理費や減価償却費が主な費用であるが、工業用水は、物価高騰などの影響を受けやすい維持管理費の割合が水道用水に比べて高い。また、給水量も、前回の改定時から比較すると、工業用水は水道用水と比べて約7倍の減少率になっている。これらの理由により、工業用水の方が、上昇率が大きくなっている」との答弁がありました。

また、第133号議案について、「6月定例会では、改定料金を1立方メートルにつき76円程度としていたところ、条例案では、74円74銭と料金改定幅が圧縮されているのはなぜか」との質疑に対し、「直近の決算実績を踏まえて、最新の物価水準や金利等を反映するとともに、営業費用である薬品費や委託費を減少させためである」との答弁がありました。

このほか、第123号議案ないし第125号議案及び第129号議案についても活発な論議がなされ、第155号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案8件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第9号につきましては、請願者524名及び14団体 を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承 し、審査したところであります。

議請第9号及び議請第10号につきましては、関連があるため、一括して審査を行いました。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「所得税法では、第57条で事業に従事する配偶者や親族がある場合の必要経費の特例を定めており、不合理なものとは言えない。また、税制改正は、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議第42号議案「埼玉県中小企業制度融資の損

失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に 関する条例 | の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質 疑を行いました。

その中で、「他の自治体では、執行部提案によることが多いと聞いている。本県において、議員提案で条例化するに当たり、どのような特徴があるのか」との質疑に対し、「他の都道府県は事業再生のみを対象としているところが多いが、本県では、事業再生に加え、新たな事業の創出等の再チャレンジも対象としている。また、第4条で定める専門的知識を有する者に対する意見聴取を条例で規定している都道府県は、現在は東京都のみである」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第42号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

# 県土都市整備 委員長報告



副委員長 深 谷 顕 史

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案17件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第130号議案について、「条例に基づき、雨水流出抑制施設をこれまでどの程度設置してきたのか。また、効果はどの程度か」との質疑に対し、「条例の施行された平成18年度から令和5年度末までに、約780件の許可を行い、約320万立方メートルの施設を設置し、浸水被害の発生及び拡大の防止に寄与している」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第144号議案について、「埼玉スタジアム2002公園は、現況調書の中で、サッカーの試合日以外はにぎわいが不足しており、年間を通して多様なアクティビティーを提供し、利活用を促進することが重要と述べられているが、どのような取組を想定しているのか」との質疑に対し、「次期指定管理者は、サッカーミュージアムの開催や、音楽ライブの誘致を提案している。そのほか、インクルーシブ遊具や、暑さ対策としてミスト、木陰の整備の提案があった」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第145号議案ないし第147 号議案について、「今後、下水道に関する市町を含め た負担のピークがいつで、それがどの程度かかるのかを、ホームページ等で県民に分かるようにしてはいかがか」との質疑に対し、「先々の見通しも含めて、ホームページ等でできるだけ明らかにしていきたい」との答弁がありました。

このほか、第121号議案、第131号議案、第137号議案 及び第143号議案についても、活発な論議がなされ、第 148号議案ないし第155号議案については、執行部から の詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案17件について採決いたしましたところ、第144号議案ないし第147号議案については多数をもって、第121号議案、第130号議案、第131号議案、第137号議案、第143号議案及び第148号議案ないし第155号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

# 文 教 委員長報告



副委員長 髙 木 功 介

文教委員会における審査経過の概要について、御報 告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件及び請 願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第121号議案について、「債務負担行為の設 定のうち、県立学校体育館整備について、防災拠点校 とあるが、何校あり、どのような基準で選ばれている のか」との質疑に対し、「高校再編により令和7年度 末をもって統合の対象となっている1校を除き、36校 である。選定基準は、阪神・淡路大震災の教訓を踏ま え、防災拠点校選定当時の埼玉県震災対策計画に基づ き、密集市街地や地盤が弱い県南部・東部地域を厚く 配置した」との答弁がありました。また、「県立高等 学校再編整備で不要になった校舎等はどのような利用 方法を考えているのか」との質疑に対し、「未利用と なった学校施設は、教育局内で定める、未利用地の利 活用の方針に従い順次手続を進める。まずは庁内利用 の希望を募り、希望がなければ、地元の市町村に利用 の希望を聞く。そこでも希望がない場合は民間への売 却等を検討するという手順で進めており、今回の6校 については、具体的に現時点で決まったことはない」 との答弁がありました。

このほか、第157号議案についても活発な論議がなさ

れ、第155号議案については、執行部からの詳細な説明 をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第4号につきましては、請願者3,909名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「それぞれの項目について、必要な取組の推進や国への働き掛けなど、適切な対応が既に実施されていることが認められる。また、給食費の無償化については、地域や学校の実情に応じた取扱いがある中で、一律無償化することは、財源の確保や公平性、柔軟性の観点から慎重な判断が必要である」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「教員の未配置未補 充問題は、現場の教員を疲弊させるばかりでなく、児 童生徒にも大きな影響を及ぼす。教職員を増員するこ とは喫緊の課題である」との意見が出され、採決いた しましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきも のと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県立学校で使用する自動車の管理について」質問が行われました。

その中で、「県立学校で使用している自動車はどれだけあるのか。また、県内私立学校での事故を受け、教育局としてどのような対応を取ったのか」との質問に対し、「県立学校で使用している自動車は合計113台で、グラウンド整備などに使用している。今回の事故を受け、全県立学校に対し、自動車の適切な管理を徹底するよう指示するとともに、各学校の自動車や鍵の管理状況について緊急点検を行った。また、校長会議で、自動車の鍵を校長があらかじめ指定した場所に施錠して保管するなど、管理を適切に行うよう周知徹底を図った」との答弁がありました。

また、「自動車や鍵の管理について、管理責任者を明らかにして、学校として管理を徹底すべきだと考えるがいかがか」との質問に対し、「今回の点検で、自動車の管理責任者の指定や、台帳の記録についても確認し、不備がある場合は既に是正をさせている」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

# 警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第121号議案について、「増額の理由が電気代高騰のためとのことであるが、信号機のLED化はどの程度進んでいるのか。また、LED化によって電気料はどの程度下がるのか」との質疑に対し、「車両用灯器については、令和10年度中にはLED化が完了する予定である。また、定周期式の信号機が設置された交差点をLED化すると、1か月当たりの電気料は半額となる。令和6年度にLED化予定である550交差点を実施すると、1か月当たり約110万円、1年間当たり約1,320万円の電気料削減となる」との答弁がありました。

次に、第134号議案について、「運転免許証の更新時講習について、新設されたオンライン講習を受講する際の流れは、どのようになっているのか。また、オンラインで受講した際の手数料支払いや免許証交付の手続はどのようになるのか」との質疑に対し、「オンライン講習は、自宅のスマートフォンやパソコン等で用サイトにアクセスし、講習動画を視聴する流れとなっている。更新時講習がオンライン化された一方で、免許証を更新するときは、視力検査等を行う必要があるため、現状と同じく誕生日の前後1か月の間に、運転免許センター等での手続が必要である」との答弁がありました。

このほか、第155号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「埼玉県消防広域化推進計画改定(案)の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 決 算 特別委員長報告

委員長 内 沼 博 史



決算特別委員会における審査経過の概要について、 御報告申し上げます。

本委員会において審査してまいりました案件は、去る

9月定例会に提出され、閉会中の継続審査となっておりました、第95号議案「令和5年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第96号議案「令和5年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」の2件であります。

審査に当たりましては、執行部に対し、決算書などに基づき詳細な説明を求めるとともに、必要な資料を要求いたしました。

その上で、予算の執行が、関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われたかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、県民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行いました。

審査の過程では、県政全般について活発な質疑が行われました。

以下、主なものについて簡潔に御報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計決算では、県税収入額が2年連続で過去最高額になった要因、市町村のデジタル化の推進、大宮公園陸上競技場兼双輪場の検討状況、埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の登録企業数、消防団への加入促進、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進、認知症ケアの支援、災害に対応できる医療体制の整備、海外ビジネスサポート拠点等の実績、農業の6次産業化支援事業、自転車走行空間の整備、県営公園のにぎわい創出、県立学校のICT環の整備、サイバー局の新設による効果などについて質疑がありました。

次に、公営企業会計決算では、水道及び工業用水道 の施設耐震化並びに管路の老朽化対策、下水道施設の 設備投資に係るストックマネジメント計画などについ て質疑がありました。

その結果、73項目を改善又は検討を要する事項とすることとした次第であります。

以下、主なものについて申し上げます。

一般会計及び特別会計決算に関しましては、県民生活部関係において、「在住外国人に対して我が国の法律や地域のルールを遵守させるよう努め、地域活動、社会貢献活動への参加促進に取り組むこと」、農林部関係において、「農作物の鳥獣被害において、農業従事者の声に寄り添い、被害対策の推進に努めること」、教育局関係において、「中学校における部活動の地域クラブ活動への移行については、生徒・保護者・関係者の声をしっかりと聞き、それぞれが納得した上で、円滑に取組が行われるよう十分な支援を行うこと」のほか、66項目を改善又は検討を要する事項としました。

公営企業会計決算に関しましては、企業局会計において、「工業用水道の安定供給の継続性の観点から、配水管の老朽化対策について、早期の計画策定と予算措置を継続して検討すること」、流域下水道事業会計において、「自然エネルギーの取組を更に拡大するこ

と」のほか、2項目を改善又は検討を要する事項としました。

次に、討論に入りましたところ、第95号議案及び第96号議案について、反対の立場から、「第95号議案については、証紙の廃止により免許の更新時などの手数料の支払いがキャッシュレス決済のみとなっていること、地域保健医療計画の地域医療構想で高度急性期病床と急性期病床を補助によって回復期病床に誘導していること等。次に、第96号議案については、思川開発の総事業費が増加していること、荒川左岸北部及び利根川右岸流域下水道の維持管理負担金単価が引き上げられたこと。以上の理由から認定に反対する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、第95号議案及び第96号議案について採決いたしましたところ、いずれも多数をもって、認定すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

# 自然再生·循環社会対策 特別委員長報告

### 副委員長 飯 塚 俊 彦

自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経 過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」でありますが、今回は、「資源循環社会づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「廃棄物の適正処理に係る取組について、悪質な廃棄物処理業者は営業停止などにできているのか」との質問に対し、「立入検査において法令違反が確認された場合は、まずは行政指導を行い、悪質な場合は許可取消等の対応をしていく」との答弁がありました。

次に、「『埼玉県SDGs官民連携プラットフォームサーキュラーエコノミー推進分科会』におけるレアメタルの再資源化実証事業について、現在回収量が少ないとのことだが、今後どの程度の量を再資源化する予定なのか」との質問に対し、「昨年度、狭山市及び上尾市において実証実験を行い、電池や電池を内蔵した製品を約0.5トン回収した。今後は市町村のごみ処理施設への集積量等の調査を行い、その結果を踏まえ、どのように全県へ展開するのか検討していく」との答弁

がありました。

次に、「サーキュラーエコノミーの県内の認知度は県民が14%、事業者が16%となっているが、この数字についての分析や評価を伺う。また、周知のためにどのような取組を行っているのか」との質問に対し、「県民の認知度は微増しているものの高くないと認識している。また、浦和レッズや商業施設との連携の中で、県民が実際に行動に移してもらえるよう啓発を行っている。事業者に対しては、サーキュラーエコノミーの仕組み自体を理解いただけるよう、金融機関、経済団体等と連携し、情報発信を含めた啓発を行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、 本委員会に付託されております案件につきましては、 今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会 中の継続審査事項として御決定くださいますようお願 い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

# 地方創生·行財政改革 特別委員長報告



副委員長 横 川 雅 也

地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過 の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」でありますが、今回は、「情報技術の活用・DXの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「行政手続のオンライン化については、まず一度使ってもらい、利便性を実感していただくことが利用率の向上につながる。電子申請への誘導策や、広報活動により利用のハードルを下げていくことが必要と考えるがどうか」との質問に対し、「便利さを実感していただけるように、ワンストップ化、キャッシュレス決済など、利便性向上に努めるとともに、便利さが伝わるような工夫をし、必要な情報が申請者に伝わるように関係団体等と連携した広報を行っていく」との答弁がありました。

次に、「デジタル人材の派遣について、現状の支援 実績は4市2町であり、目標が30市町村であるとのこ とだが、残りの市町村については、県が人材の派遣を しなくても大丈夫との認識なのか」との質問に対し、 「残りの33市町村を支援しなくてよいと考えているわけではない。特に、小規模な市町村に対しては、外部から手を差し伸べることで、DX化を後押しできると考えている。このような自治体を優先的に支援することを想定して、目標数を30市町村としている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、 本委員会に付託されております案件につきましては、 今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会 中の継続審査事項として御決定くださいますようお願 い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

### 公社事業対策 特別委員長報告



委員長 吉 良 英 敏

公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の 経営・見直しに関する総合的対策 | であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査 対象公社として、「埼玉新都市交通株式会社」、「埼玉高 速鉄道株式会社」及び「公益社団法人埼玉県農林公社」 の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉新都市交通株式会社について、「大規模地震や集中豪雨など自然災害が多く発生しているが、安全輸送を使命としている鉄道事業者として、どのような対策を講じているのか」との質問に対し、「大規模震災時のマニュアルを作成し毎年リニューアルしているほか、大規模な防災訓練を実施しており、地元消防署から様々な指導を受けて、非常参集訓練、自衛消防の救急救命訓練やエレベーター救出訓練を行っている」との答弁がありました。

次に、埼玉高速鉄道株式会社について、「経営目標の中に、岩槻延伸の早期実現に向けた積極的な協力とあるが、具体的にどのように取り組んできたのか」との質問に対し、「本年5月に岩槻延伸検討委員会を社内に設置した。さらに、その下にワーキンググループを設置し、運行計画、整備計画、収支計画などの検討を深めている。列車運行、安全面やサービス面など、鉄道事業者ならではの知見や経験を生かし、全社体制で議論している」との答弁がありました。

次に、公益社団法人埼玉県農林公社について、「埼玉 県農林公社経営改革プランの中で、分収林事業の債務 返済計画について、最終契約終期の令和49年度における、県からの借入金残高と見込まれる154億円は返済可能なのか」との質問に対し、「大変厳しい状況であると認識しており、公社全体として然るべき収益を上げ、積立てに回すことで借入金残高が下がるよう努力していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

# 少子·高齢福祉社会対策 特別委員長報告



副委員長 永 瀬 秀 樹

少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査 経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」でありますが、今回は、「子育て支援について」及び「児童虐待防止対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「こどもの意見聴取について、県条例が制定さ れたことで更なる取組が必要であると考えるが、どう 取り組んでいくのか。また、広く聴取した意見を県の 施策に反映する際はこどもに軸足を置くべきだが、ど のような仕組みで行っていくか」との質問に対し、「W EBアンケートでは多くのこどもの意見を聞くことが できる一方、こどもと直接相対すると意見をより深堀 りできることが分かった。今後、こうした特徴を踏ま え、こどもたちと対話する機会をより多く設けるなど、 取組の充実を図りたい。また、意見の反映については、 当事者であるこどもの目線を重視して受け止め、様々 な施策に反映したい。こどもの意見聴取は今年度から 本格的に始まったため、現在、仕組みを新たに作って いる。引き続き、県の施策を検討する過程で、こども の意見を反映する仕組みについて検討を進めていきた い」との答弁がありました。

次に、「こども食堂やフードパントリーは、虐待を疑われる児童の発見等の機能があると考えるが、主催者と児童虐待防止に係る情報共有や意見交換を行わないのか」との質問に対し、「こども食堂やフードパントリーは、こどもの見守りとしての機能が期待できるので、

地域における情報共有や意見交換をはじめとする連携はとても有益である。引き続き、こども食堂やフードパントリーの主催者も含め、地域の関係機関と連携協力し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に努めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、 本委員会に付託されております案件につきましては、 今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会 中の継続審査事項として御決定くださいますようお願 い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

### 経済・雇用対策 特別委員長報告



副委員長 萩 原 一 寿

経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要 について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」でありますが、今回は、「中小企業の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「省力化支援について、具体的にどのような取組を採択し、どのような業種に補助金を交付したのか」との質問に対し、「建設業では、測量のためのレーザースキャナー、製造業では、モデリングのための3DCADの導入などを採択した。業種は、製造業や、建設業、飲食業などであった」との答弁がありました。

次に、「観光需要の取込について、FAMツアーに参加したインフルエンサーとの関係構築による更なる波及など、SNSの仕組みを県としても調べ、広げていく必要があると思うがどうか」との質問に対し、「FAMツアーで好評であったものは、物産観光協会の多言語SNSで発信しており、それがどのような人々に反響があったのか分析をしている。更なる広がりのフォローをしっかりと行っていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、 本委員会に付託されております案件につきましては、 今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会 中の継続審査事項として御決定くださいますようお願 い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

# 危機管理·大規模災害対策 特別委員長報告

### 副委員長 安 藤 友 貴



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査 経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」でありますが、今回は、「消防力の充実・強化について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「機能別消防団について、現在どの程度の市町村で導入されているのか。また、市町村にどのように働き掛けているのか」との質問に対し、「戸田市、川口市をはじめ、20の団体が導入している。県では、企業と消防団を連携させる取組を実施しており、ほかの消防団にも積極的に働き掛けて横展開していきたい」との答弁がありました。

また、「消防の広域化の適正規模はどの程度だと考えているのか」との質問に対し、「県内を7ブロックに分けており、これが適正規模と考えている。また、県内六つの小規模消防本部を解消することも一つの目標であるため、小規模消防本部などに広域化の必要性について説明していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、 本委員会に付託されております案件につきましては、 今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会 中の継続審査事項として御決定くださいますようお願 い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

# 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告



委員長 細 田 善 則

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における 審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、 教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対 策」でありますが、今回は、「スポーツの振興について」 審査を行いました。 審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「スポーツに関する情報発信強化のため今年10月から公開されたアプリ『すぽったま!』の目標、現時点の利用状況や導入効果はどうか。また、今後の活用方法をどう考えているか」との質問に対し、「『すぽったま!』を県民に認知いただくことが重要と考えている。そこで、ユニークユーザー数の目標を、1年程度で県民の1%である約7万人としており、現在約4万人である。各チームからは非常に反響が大きいとの声を頂いている。今後は、スタジアム周辺の飲食店や観光地情報の追加、登録チーム数の拡大に加えて、どのページに関心があるかなど閲覧状況を分析し、目標の7万人を超えるよう取り組む」との答弁がありました。

次に、「オンラインボッチャという新たなパラスポーツがあるが、県としてどのように捉え、推進していくのか。また、来年2月に上尾市で開催予定のボッチャ交流大会にオンラインボッチャを取り入れることは検討しているのか」との質問に対し、「オンラインボッチャは、県としても進めているボッチャに、重度の身体障害者など、より多くの方が参加できるものであり、強力に進めていく。また、ボッチャ交流大会については、オンラインボッチャを取り扱っている事業者の都合等を確認しながら、可能な限り取り入れていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、 本委員会に付託されております案件につきましては、 今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会 中の継続審査事項として御決定くださいますようお願 い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。